

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第3期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	大塚ホールディングス株式会社
【英訳名】	Otsuka Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 樋口 達夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田司町二丁目9番地 （同所は登記上の所在地であり、実際の業務は下記の最寄りの連絡場所で行っております。）
【電話番号】	03 - 6717 - 1410
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営財務会計部長 大坪 清高
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番4号 品川グランドセントラルタワー12階
【電話番号】	03 - 6717 - 1410
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営財務会計部長 大坪 清高
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期 第3四半期連結 累計期間	第3期 第3四半期連結 累計期間	第2期 第3四半期連結 会計期間	第3期 第3四半期連結 会計期間	第2期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	817,462	838,117	263,589	264,123	1,084,291
経常利益(百万円)	99,104	103,118	34,508	29,168	109,057
四半期(当期)純利益(百万円)	65,504	69,410	20,214	16,222	67,443
純資産額(百万円)	-	-	942,556	1,157,777	948,456
総資産額(百万円)	-	-	1,432,791	1,569,197	1,458,375
1株当たり純資産額(円)	-	-	1,953.01	2,052.46	1,964.70
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	140.07	144.04	42.30	32.94	143.50
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	140.02	143.91	42.25	32.88	143.47
自己資本比率(%)	-	-	64.9	72.9	64.2
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	102,328	22,864	-	-	173,508
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	33,594	86,485	-	-	59,014
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	15,662	121,862	-	-	28,139
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	287,803	376,879	321,306
従業員数(人)	-	-	24,558	25,190	24,589

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 平成21年6月30日付で、株式1株につき20株の株式分割を行っております。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の連結子会社となりました。

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の 内容（注）1	議決権の所有（被所有）割合		関係内容
				所有割合 （％）	被所有割合 （％）	
（連結子会社） 大塚アメリカマ ニュファクチャ リングLLC	アメリカ合衆国 カリフォルニア 州	US\$ 8百万	消費者関連事業	100(100)	-	-

- （注）1．主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。  
 2．「議決権の所有（被所有）割合」欄の（内書）は間接所有であります。

## 4【従業員の状況】

### （1）連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	25,190 (2,524)
---------	----------------

- （注）1．従業員は就業人員であります。  
 2．従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間における平均雇用人員であります。

### （2）提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	67 (70)
---------	---------

- （注）1．従業員は就業人員であります。  
 2．従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第3四半期会計期間における平均雇用人員であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
医療関連事業	25,522	110.0
ニュートラシューティカルズ関連事業(注1)	20,040	100.9
消費者関連事業	3,697	106.5
その他の事業	10,958	102.0
合計	60,220	105.2

- (注) 1. ニュートラシューティカルズとは、栄養「Nutrition」+薬「Pharmaceuticals」の造語であり、科学的根拠をもとに開発された医薬部外品や機能性食品及び栄養補助食品等を取り扱うセグメントです。
2. 金額は、製造原価によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4. 第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」等を適用しており、前年同四半期比較にあたっては、前年同四半期数値について同基準等を適用したものに組み替えて算出しております。

#### (2) 受注実績

連結子会社は主として受注見込みによる生産方式をとっています。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
医療関連事業	180,253	102.1
ニュートラシューティカルズ関連事業	56,094	98.5
消費者関連事業	10,971	88.3
その他の事業	16,803	94.9
合計	264,123	100.2

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」等を適用しており、前年同四半期比較にあたっては、前年同四半期数値について同基準等を適用したものに組み替えて算出しております。

## 2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 特許権の侵害に関するリスク

当社グループでは特許権を含む知的財産権を厳しく管理し、第三者からの侵害のリスクに常に注意を払っておりますが、当社グループが保有または当社グループが他社からライセンスを受けている知的財産権が第三者から侵害を受けた場合には、期待される収益が失われる可能性があります。

また、第三者の知的財産権に対する侵害のリスクにも常に注意を払っておりますが、万一当社グループの製造または販売する製品が第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該製品を回収またはその販売を中止することを求められる他、多額の損害賠償を請求される可能性があります。

現在、「エビリファイ」(「ABILIFY」)に関して、米国で他社よりジェネリック医薬品の販売承認申請がなされております。当社グループは、これに対して特許侵害訴訟を提起しており、第一審判決では、当社グループが勝訴していますが、これに対して控訴を受けており、現在係属中となっております。当社グループに不利益な内容の判決、決定または和解がなされ、ジェネリック医薬品が発売される場合、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社及び連結子会社が判断したものであります。

##### (1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間における売上高は264,123百万円（前年同四半期比0.2%増）、営業利益は27,196百万円（前年同四半期比11.2%減）、経常利益は29,168百万円（前年同四半期比15.5%減）、四半期純利益は16,222百万円（前年同四半期比19.7%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

（単位：百万円）

	医療関連事業	ニュートラ シューティカルズ 関連事業	消費者関連事業	その他の事業	調整額	連結
売上高	180,253	56,698	11,096	24,372	8,298	264,123
営業利益又は 営業損失（ ）	35,850	282	902	1,050	8,520	27,196

##### 医療関連事業

中枢神経領域では、抗精神病薬「エビリファイ」(「ABILIFY」)<sup>(注1)</sup>が、米国で市場の停滞やヘルスケアリフォームの影響がある中、販促施策の実行により現地通貨ベースでは前年同四半期とほぼ同水準で推移しましたが、為替の影響を受け減収となりました。国内では「エビリファイ内用液0.1%」の順調な成長などにより売上を伸ばしました。

がん・がんサポータティブ領域では、ブリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社との提携契約に基づき売上を計上している抗悪性腫瘍剤「スプリセル」<sup>(注2)</sup>が業績に貢献しました。一方、抗悪性腫瘍剤「ティーエスワン」<sup>(注3)</sup>「ユーエフティ」<sup>(注4)</sup>、還元型葉酸製剤「ユーゼル」<sup>(注5)</sup>の売上は、薬価改定及び競合品の適応拡大等の影響を受け、減収となりました。5-HT3受容体拮抗型制吐剤「アロキシ」<sup>(注6)</sup>は順調に売上を伸ばしました。

循環器領域では、抗血小板剤「プレタール」<sup>(注7)</sup>が薬価改定と後発品の影響を受け微減となりました。

その他領域では、胃炎・胃潰瘍治療剤「ムコスタ」<sup>(注8)</sup>が、薬価改定及び国内における後発品の影響を受け減収となりました。

臨床栄養分野では、高カロリー輸液用 糖・電解質・アミノ酸・総合ビタミン・微量元素液「エルネオパ1号輸液」「エルネオパ2号輸液」<sup>(注9)</sup>が着実に伸張しました。

一方、当第3四半期連結会計期間においては、アリピプラゾール持効性注射剤やOPC-34712など医薬品開発品目の開発状況の進捗に伴い研究開発費が増加しました。

これらにより、当第3四半期連結会計期間の医療関連事業の売上高は180,253百万円（前年同四半期比2.1%増）、営業利益は35,850百万円（前年同四半期比5.0%減）となりました。

(注1) 脳内の神経伝達物質ドパミンが大量に放出されているときには抑制的に働き、ドパミンが少量しか放出されていないときには刺激する方向で作用する新しい作用機序をもった薬剤

(注2) チロシンキナーゼ阻害作用のある抗悪性腫瘍剤で、白血病細胞の増殖に必要な異常なたんぱく質の働きを選択的に阻害して、白血病細胞の増殖を抑える薬剤

(注3) 体内でフルオロウラシル(抗がん剤)に変換され、その濃度を上昇させ抗腫瘍効果を高める薬剤

(注4) がん細胞を攻撃するフルオロウラシルに変換されるテガフルと、そのフルオロウラシルの分解を抑制するウラシルを配合することにより抗がん剤の効き目を高めた薬剤

(注5) 抗がん剤のユーエフティ(テガフル・ウラシル配合剤)といっしょに服用することにより、ユーエフティの抗がん効果を高め(ホリナート・テガフル・ウラシル療法)、がん(腫瘍)を小さくすることで症状が軽くなることが期待できる薬剤

(注6) 薬剤性による吐き気や嘔吐を止める作用がある薬剤

(注7) 血小板の凝集を抑制することによる抗血栓作用や、血管拡張作用による脳血流量・下肢血流増加作用、さらには内皮細胞改善作用により、動脈の循環障害を改善する作用を示す薬剤

(注8) 胃粘膜プロスタグランジンE2増加作用や胃粘膜保護作用により胃粘膜傷害を抑制し、胃粘液量や胃粘膜血流量の増加で血行動態の障害を改善し、炎症を抑え、胃粘膜を修復する薬剤

(注9) 経口または経腸管からの栄養補給ができないか不十分なときに、水分、電解質、カロリー、アミノ酸、ビタミン、亜鉛、鉄、銅、マンガン、ヨウ素を持続的に補給する輸液

#### ニュートラシューティカルズ関連事業

イオン飲料「ポカリスエット」は、国内では夏場の猛暑による特需効果の反動、海外ではインドネシアで健康ブームを背景に競争が激化するなか新技術導入による新工場立ち上げスケジュールの遅れにより一時的に供給不足が起こり、いずれも前年同四半期を下回りました。「オロナミンC」は微減、滋養強壮剤「チオピタ」ブランド、生薬配合剤「ソルマック」は販促強化により伸張しました。「カロリーメイト」「SOYJOY」は前年の新アイテム投入による増収効果が一巡し、いずれも前年同四半期を下回りました。

ニュートラシューティカルズ関連事業においては継続したコスト削減等の収益改善に向けた取組みを推進しています。

これらにより、当第3四半期連結会計期間のニュートラシューティカルズ関連事業の売上高は56,698百万円（前年同四半期比1.2%減）、営業損失は282百万円（前年同四半期は、営業利益879百万円）となりました。

#### 消費者関連事業

ウォーター類、「ネスカフェ」シリーズは競合品の影響もあり苦戦しました。微炭酸飲料「マッチ」はマーケティング活動が効を奏し伸張しました。

消費者関連事業においては継続したコスト削減等の収益改善に向けた取組みを推進しております。

これらにより、当第3四半期連結会計期間の消費者関連事業の売上高は11,096百万円（前年同四半期比12.1%減）、営業損失は902百万円（前年同四半期比58.7%減）となりました。

#### その他の事業

機能化学品分野ではIT・自動車向けの機能材料の売上が市場の回復もあり伸張しました。

倉庫・運送業においては取り扱い数量増加により順調に業績が推移しました。

これらにより、当第3四半期連結会計期間のその他の事業の売上高は24,372百万円（前年同四半期比6.8%減）、営業利益は1,050百万円（前年同四半期比172.1%増）となりました。

### (2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は376,879百万円となり、当第2四半期連結会計期間末より85,095百万円増加しました。現金及び現金同等物の増加の内訳は、営業活動により使用したキャッシュ・フローが12,063百万円、投資活動により使用したキャッシュ・フローが61,248百万円及び財務活動により獲得したキャッシュ・フローが159,865百万円となっております。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用したキャッシュ・フローは、12,063百万円（前年同四半期は、営業活動により獲得したキャッシュ・フロー346百万円）となりました。営業活動によるキャッシュ・フローが減少した主な要因としては、税金等調整前四半期純利益28,782百万円（前年同四半期は、33,039百万円）を計上しましたが、売上債権の増加額10,852百万円（前年同四半期は、24,904百万円）、仕入債務の減少額17,908百万円（前年同四半期は、仕入債務の増加額3,896百万円）、法人税等の支払額17,864百万円（前年同四半期は、10,487百万円）等の影響により、前年同四半期に比べ12,409百万円減少しました。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用したキャッシュ・フローは、61,248百万円（前年同四半期は13,650百万円）となりました。当第3四半期連結会計期間は、既存設備の更新を中心した有形固定資産の取得による支出7,898百万円、投資有価証券の取得による支出8,364百万円、投資有価証券の売却による収入10,495百万円、株式上場で調達した一部資金を主とする定期預金の預入57,939百万円が主な内容となっております。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得したキャッシュ・フローは、159,865百万円（前年同四半期は1,667百万円）となりました。当第3四半期連結会計期間は、株式上場に伴う株式の発行77,489百万円及び自己株式の処分による収入85,246百万円が主な内容となっております。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

## (4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における当社グループの研究開発費は41,743百万円です。

主な研究開発分野は次のとおりです。

## (医療関連事業)

当社グループは、医療上の未解決のニーズを重点領域として捉え、研究開発を進めております。

## 治療薬分野

治療薬分野における研究開発状況は、以下の通りです。

領域	会社名	製品名、一般名、 または開発コード	状況
中枢神経領域	大塚製薬(株)	「イーケプラ」	てんかん全般発作を対象にフェーズ試験を国内で開始しました。
がん・がんサポーター ティブ領域	大塚製薬(株)	「スプリセル」	Bristol-Myers Squibb・カンパニー社が創製し、大塚製薬(株)が開発・販売に関して提携している抗悪性腫瘍剤「スプリセル」について、新たに診断された成人の慢性期慢性骨髄性白血病の治療に関する適応追加が10月に米国で、12月に欧州で承認されました。
	大鵬薬品工業(株)	TSU-68	<ul style="list-style-type: none"> <li>肝細胞がんを対象に、日本/韓国/台湾でフェーズ試験を開始しました。</li> <li>国内で胃がんを対象としたフェーズ試験、韓国で結腸・直腸がんを対象としたフェーズ試験、国内で非小細胞肺がんを対象としたフェーズ試験を実施しております。</li> </ul>
循環器領域	大塚製薬(株)	「サムスカ」	水利尿薬であるバソプレシンV <sub>2</sub> -受容体拮抗剤「サムスカ錠15mg」を国内で12月に発売しました。
その他領域	大塚製薬(株)	「ムコスタ点眼液」	10月に国内でドライアイ治療剤「ムコスタ点眼液」の製造販売承認申請を行いました。

## 臨床栄養分野

重炭酸リンゲル液「ピカナイト輸液」500mLを10月、1000mLを11月に発売しました。

## 診断薬分野

診断薬の分野では、肺炎球菌検出キット「ラピラン肺炎球菌HS（中耳・副鼻腔炎）」、インフルエンザ菌ELISAキット「オーツカ」及びWT1 mRNA測定キットが国内で申請中です。

当第3四半期連結会計期間の医療関連事業における研究開発費は、39,145百万円です。

## (ニュートラシューティカルズ関連事業)

当第3四半期連結会計期間において、ニュートラシューティカルズ関連事業における研究開発の状況に重要な変更はありません。

当第3四半期連結会計期間のニュートラシューティカルズ関連事業における研究開発費は、1,235百万円です。

## (消費者関連事業)

当第3四半期連結会計期間において、消費者関連事業における研究開発の状況に重要な変更はありません。

当第3四半期連結会計期間の消費者関連事業における研究開発費は、143百万円です。

## (その他の事業)

当第3四半期連結会計期間において、その他の事業における研究開発の状況に重要な変更はありません。

当第3四半期連結会計期間のその他の事業における研究開発費は、1,219百万円です。



### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

前四半期連結会計期間末に計画中であったP.T.アメルタインダ大塚クジャヤン工場の増産設備は、当第3四半期連結会計期間において完成しております。この結果、関連する主な設備の状況は以下の通りとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積千㎡)	リース資産	その他		合計
P.T.アメル タインダ大 塚	クジャヤン工 場 (インドネシ ア共和国東 ジャワ州)	ニュートラ シューティ カルズ関連 事業	生産設備	1,364	5,914	144 (108)	690	28	8,142	122

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」の合計であります。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末に計画中であったP.T.アメルタインダ大塚クジャヤン工場の増産設備は、平成22年8月に完成しております。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,600,000,000
計	1,600,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	557,835,617	557,835,617	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。当社の単元株式数は100株であります。
計	557,835,617	557,835,617	-	-

## (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行している新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成22年6月29日定時株主総会決議及び取締役会決議、平成22年7月22日発行）

	第3四半期連結会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	490,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	490,000株 各新株予約権の目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。但し、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。行使価額は、1円とする。
新株予約権の行使期間	平成24年7月23日から 平成27年7月31日まで。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,100 資本組入額 1,050
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

## (注)1. 付与株式数の調整

新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」といいます。)後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

なお、上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われることとする。

## (注)2. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりとする。

- a. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、保有する新株予約権の行使の時点において当社の取締役の地位になければならない。但し、当社取締役会で認める場合はこの限りではない。
- b. 新株予約権者が、当社又は当社の子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、もしくは就任することを承諾した場合又は当社もしくは当社の子会社の事業と直接的もしくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- c. 新株予約権者に法令又は当社もしくは当社の子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- d. 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができないものとする。
- e. 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
- f. 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。

g. その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(注) 3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりとする。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。

b. 新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

c. 新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

d. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記c. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

e. 新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

f. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることとする。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ. の資本金等増加限度額から上記イ. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

g. 新株予約権の取得事由及び行使の条件

新株予約権の取得事由及び行使の条件は、下記及び上記(注) 2. のために準じて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。

イ. 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

ロ. 新株予約権者が上記(注) 2. により、新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。

ハ. 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

h. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

## 第2回新株予約権（平成22年6月29日定時株主総会決議及び取締役会決議、平成22年7月22日発行）

	第3四半期連結会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	32,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,000株 各新株予約権の目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。但し、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。行使価額は、2,100円とする(注)2)。但し、行使価額は下記(注)3.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使期間	平成24年7月23日から 平成27年7月31日まで。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,100 資本組入額 1,050
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

## (注)1. 付与株式数の調整

新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」といいます。)後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

なお、上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われることとする。

## (注)2. 新株予約権の行使価額の算定根拠等

当社は、非上場会社であり、市場において形成される株価に基づいて行使価額を算定することができないため、新株予約権の行使価額を決定するにあたり、第三者機関に対して、当社の株価の算定を依頼いたしました。当社取締役会は、当該第三者機関が類似会社比較法を踏まえて算定した株価を参考に、当社が平成20年9月30日及び12月25日を払込期日として実施した第三者割当増資時の発行価額が25,000円であったこと、その後、平成21年6月30日付けで1株を20株とする株式分割を行ったこと(第三者割当増資時の発行価額25,000円の20分の1は1,250円となります。)及び直前連結会計年度末の1株当たりの純資産額が1,964円70銭となることなども併せて考慮して、取締役会において十分に協議した上で、1株当たりの行使価額を2,100円と決定いたしました。

なお、上記のとおり、当社は、第三者機関による株価の算定結果のみならず、その他の諸要素も考慮した上で新株予約権の行使価額を決定していることから、第三者機関の名称は公表しておりません。

(注) 3 . 行使価額の調整

割当日後に、当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(注) 4 . 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりとする。

- a . 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、保有する新株予約権の行使の時点において当社の監査役の地位になければならない。但し、当社取締役会で認める場合はこの限りではない。
- b . 新株予約権者が、当社又は当社の子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、もしくは就任することを承諾した場合又は当社もしくは当社の子会社の事業と直接的もしくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- c . 新株予約権者に法令又は当社もしくは当社の子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- d . 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができないものとする。
- e . 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
- f . 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。
- g . その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(注) 5 . 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりとする。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- a . 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。
- b . 新株予約権の目的である株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- c . 新株予約権の目的である株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- d . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記c . に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- e. 新株予約権を行使することができる期間  
 交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- f. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることとする。  
 ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ.の資本金等増加限度額から上記イ.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- g. 新株予約権の取得事由及び行使の条件  
 新株予約権の取得事由及び行使の条件は、下記及び上記(注)4.の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。  
 イ. 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合)、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合)には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。  
 ロ. 新株予約権者が上記(注)4.により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。  
 ハ. 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- h. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

第3回新株予約権(平成22年6月29日定時株主総会決議及び取締役会決議、平成22年7月22日発行)

	第3四半期連結会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	150,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150,000株 各新株予約権の目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。但し、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数に乗じた額とする。行使価額は、1円とする。
新株予約権の行使期間	平成24年7月23日から 平成27年7月31日まで。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,100 資本組入額 1,050
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1. 付与株式数の調整

新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」といいます。)後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

なお、上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われることとする。

(注) 2. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりとする。

- a. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、保有する新株予約権の行使の時点において当社の子会社における取締役の地位になければならない。但し、当社取締役会で認める場合はこの限りではない。
- b. 新株予約権者が、当社又は当社の子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、もしくは就任することを承諾した場合又は当社もしくは当社の子会社の事業と直接的もしくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- c. 新株予約権者に法令又は当社もしくは当社の子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- d. 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができないものとする。
- e. 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
- f. 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。
- g. その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(注) 3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりとする。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(これらを総称して、以下「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。
- b. 新株予約権の目的である株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- c. 新株予約権の目的である株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- d. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記c. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。



- e. 新株予約権を行使することができる期間  
 交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- f. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることとする。  
 ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ.の資本金等増加限度額から上記イ.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- g. 新株予約権の取得事由及び行使の条件  
 新株予約権の取得事由及び行使の条件は、下記及び上記（注）2.の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。  
 イ. 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。  
 ロ. 新株予約権者が上記（注）2.により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。  
 ハ. 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- h. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

第4回新株予約権（平成22年6月29日定時株主総会決議及び取締役会決議、平成22年7月22日発行）

	第3四半期連結会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	620,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	620,000株 各新株予約権の目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。但し、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。行使価額は、2,100円とする(注)2.)。但し、行使価額は下記(注)3.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使期間	平成24年7月23日から 平成27年7月31日まで。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,100 資本組入額 1,050
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1. 付与株式数の調整

新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」といいます。)後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

なお、上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われることとする。

(注) 2. 新株予約権の行使価額の算定根拠等

当社は、非上場会社であり、市場において形成される株価に基づいて行使価額を算定することができないため、新株予約権の行使価額を決定するにあたり、第三者機関に対して、当社の株価の算定を依頼いたしました。当社取締役会は、当該第三者機関が類似会社比較法を踏まえて算定した株価を参考に、当社が平成20年9月30日及び12月25日を払込期日として実施した第三者割当増資時の発行価額が25,000円であったこと、その後、平成21年6月30日付けで1株を20株とする株式分割を行ったこと(第三者割当増資時の発行価額25,000円の20分の1は1,250円となります。)及び直前連結会計年度末の1株当たりの純資産額が1,964円70銭となることなども併せて考慮して、取締役会において十分に協議した上で、1株当たりの行使価額を2,100円と決定いたしました。

なお、上記のとおり、当社は、第三者機関による株価の算定結果のみならず、その他の諸要素も考慮した上で新株予約権の行使価額を決定していることから、第三者機関の名称は公表しておりません。

(注) 3. 行使価額の調整

割当日後に、当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(注) 4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりとする。

- a. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、保有する新株予約権の行使の時点において、新株予約権の割当てを受けた時点で有していた当社又は当社の子会社における地位になければならない。但し、当社取締役会で認める場合はこの限りではない。
- b. 新株予約権者が、当社又は当社の子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、もしくは就任することを承諾した場合又は当社もしくは当社の子会社の事業と直接的もしくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- c. 新株予約権者に法令又は当社もしくは当社の子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- d. 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができないものとする。
- e. 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
- f. 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。
- g. その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(注) 5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりとする。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。

b. 新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

c. 新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

d. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記c. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

e. 新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

f. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることとする。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ. の資本金等増加限度額から上記イ. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

g. 新株予約権の取得事由及び行使の条件

新株予約権の取得事由及び行使の条件は、下記及び上記(注) 4. の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。

イ. 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

ロ. 新株予約権者が上記(注) 4. により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。

ハ. 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

h. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成22年12月14日 (注)	38,678,800	557,835,617	38,744	81,690	38,744	731,816

(注) 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格	2,100.0円
発行価額	2,003.4円
資本組入額	1,001.7円
払込金総額	77,489百万円

## (6) 【大株主の状況】

平成22年12月31日現在の株主名簿により、平成22年9月30日において大株主であった(株)りそな銀行、(財)大塚敬  
美育英奨学財団、野村信託銀行(株)(大塚グループ従業員持株会信託口)及び(株)メディセオは大株主でなくなり、以  
下の会社が大株主になったことが判明しました。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人シティバンク銀 行(株))	東京都品川区東品川2-3-14	9,714	1.74
日本トラスティ・サービス信 託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	6,449	1.15
ゴールドマン・サックス・ア ンド・カンパニーレギュラー アカウント (常任代理人ゴールドマン・ サックス証券(株))	東京都港区六本木6-10-1	6,305	1.13
日本マスタートラスト信託銀 行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	5,317	0.95

## (7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 557,620,000	5,576,200	-
単元未満株式	普通株式 215,417	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	557,835,617	-	-
総株主の議決権	-	5,576,200	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式20株及び相互保有株式215株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
(自己株式) 大塚ホールディングス(株)	東京都千代田区神田司町 2 - 9	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

## 2【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	-	-	-	-	-	-	-	-	2,234
最低(円)	-	-	-	-	-	-	-	-	1,930

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

なお、平成22年12月15日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

### 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

なお、平成22年10月29日開催の臨時株主総会において決議した定款変更の効力が発生し、株式譲渡の制限に関する規定が削除されたことから、会社法第332条第4項第3号及び第336条第4項第4号の規定により、取締役及び監査役全員の任期が自動的に満了いたしました。これに伴い、平成22年10月29日開催の臨時株主総会において、定款変更効力発生日に就任するものとして予め選任されていた大塚明彦、大武健一郎、樋口達夫、大塚一郎、牧瀬篤正、山崎勝也、東條紀子、松尾嘉朗、大塚雄二郎、小林幸雄、戸部貞信の各氏が取締役に、加藤昌彦氏が監査役に、また、勝田泰久、矢作憲一、菅原洋の各氏が社外監査役に就任いたしました。なお、取締役の任期は、平成22年11月12日より平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時、監査役の任期は、平成22年11月12日より平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

新たに就任した取締役及び監査役は、すべて重任であり、重任後の担当役職について、変更はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3 343,450	3 300,668
受取手形及び売掛金	3, 5 251,845	3 231,734
有価証券	123,428	3 50,211
商品及び製品	3 65,011	3 64,163
仕掛品	3 21,683	3 22,948
原材料及び貯蔵品	3 29,216	3 28,308
その他	53,953	3 53,879
貸倒引当金	340	397
流動資産合計	888,247	751,515
固定資産		
有形固定資産	1, 3 258,580	1, 3 260,935
無形固定資産		
のれん	42,759	44,751
その他	38,231	43,647
無形固定資産合計	80,991	88,399
投資その他の資産		
投資有価証券	267,915	3 278,522
出資金	21,902	24,349
その他	54,354	57,322
投資損失引当金	2,713	2,445
貸倒引当金	147	286
投資その他の資産合計	341,311	357,463
固定資産合計	680,883	706,797
繰延資産	66	62
資産合計	1,569,197	1,458,375
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	80,770	93,967
短期借入金	41,990	62,707
未払法人税等	5,052	35,331
賞与引当金	4,952	16,153
その他の引当金	222	450
その他	103,137	103,198
流動負債合計	236,127	311,809
固定負債		
長期借入金	47,513	62,388
退職給付引当金	44,543	45,081
その他の引当金	3,343	3,313
負ののれん	29,549	31,397
その他	50,342	55,928
固定負債合計	175,292	198,109
負債合計	411,420	509,919



(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	81,690	42,946
資本剰余金	510,639	432,482
利益剰余金	594,899	532,032
自己株式	0	45,354
株主資本合計	1,187,228	962,105
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,551	4,258
繰延ヘッジ損益	23	14
為替換算調整勘定	44,119	30,059
評価・換算差額等合計	42,591	25,816
新株予約権	297	-
少数株主持分	12,843	12,166
純資産合計	1,157,777	948,456
負債純資産合計	1,569,197	1,458,375

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	817,462	838,117
売上原価	267,594	281,991
売上総利益	549,867	556,126
販売費及び一般管理費		
販売促進費	148,035	130,790
給料及び賞与	61,508	62,972
賞与引当金繰入額	3,036	3,383
退職給付費用	5,509	4,771
のれん償却額	3,195	3,438
研究開発費	104,788	121,961
その他	132,856	131,742
販売費及び一般管理費合計	458,930	459,059
営業利益	90,936	97,066
営業外収益		
受取利息	1,004	902
受取配当金	1,416	902
負ののれん償却額	1,848	1,879
持分法による投資利益	5,978	4,584
共同販売権延長収益	-	5,491
その他	1,964	1,436
営業外収益合計	12,212	15,196
営業外費用		
支払利息	2,527	1,155
為替差損	1,058	6,898
株式公開費用	-	777
その他	458	313
営業外費用合計	4,044	9,144
経常利益	99,104	103,118
特別利益		
固定資産売却益	30	187
持分変動利益	-	5,571
その他	86	98
特別利益合計	116	5,857
特別損失		
減損損失	219	751
投資有価証券評価損	706	199
投資損失引当金繰入額	1,229	271
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	426
事業分離における移転損失	-	1,900
その他	1,254	680
特別損失合計	3,409	4,230
税金等調整前四半期純利益	95,811	104,746

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
法人税、住民税及び事業税	44,231	22,154
法人税等調整額	14,680	11,874
法人税等合計	29,550	34,028
少数株主損益調整前四半期純利益	-	70,717
少数株主利益	756	1,306
四半期純利益	65,504	69,410

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	263,589	264,123
売上原価	84,951	89,469
売上総利益	178,638	174,653
販売費及び一般管理費		
販売促進費	45,559	38,710
給料及び賞与	21,244	21,425
退職給付費用	1,638	1,237
のれん償却額	1,069	1,193
研究開発費	37,348	41,743
その他	41,164	43,147
販売費及び一般管理費合計	148,025	147,457
営業利益	30,612	27,196
営業外収益		
受取利息	303	314
受取配当金	335	295
負ののれん償却額	616	616
持分法による投資利益	1,840	1,030
為替差益	838	-
共同販売権延長収益	-	1,830
その他	563	296
営業外収益合計	4,497	4,383
営業外費用		
支払利息	498	349
為替差損	-	1,221
株式公開費用	-	777
その他	103	62
営業外費用合計	601	2,410
経常利益	34,508	29,168
特別利益		
固定資産売却益	11	31
その他	4	20
特別利益合計	15	52
特別損失		
固定資産除却損	346	133
減損損失	167	17
投資有価証券評価損	705	173
その他	264	114
特別損失合計	1,484	438
税金等調整前四半期純利益	33,039	28,782
法人税、住民税及び事業税	7,911	1,454
法人税等調整額	4,443	10,537
法人税等合計	12,354	11,991
少数株主損益調整前四半期純利益	-	16,790
少数株主利益	470	568
四半期純利益	20,214	16,222

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	95,811	104,746
減価償却費	31,358	31,830
減損損失	219	751
のれん償却額	1,347	1,559
退職給付引当金の増減額(は減少)	2,608	433
貸倒引当金の増減額(は減少)	160	167
受取利息及び受取配当金	2,421	1,804
支払利息	2,527	1,155
持分法による投資損益(は益)	5,978	4,584
持分変動損益(は益)	-	5,565
事業分離における移転損失	-	1,900
売上債権の増減額(は増加)	29,767	27,377
たな卸資産の増減額(は増加)	1,827	6,855
仕入債務の増減額(は減少)	901	7,032
長期前受収益の増減額(は減少)	31,726	5,491
その他	5,105	10,203
小計	121,240	73,295
利息及び配当金の受取額	7,048	5,860
利息の支払額	2,557	1,449
法人税等の支払額	23,403	54,842
営業活動によるキャッシュ・フロー	102,328	22,864
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	24,773	27,501
有形固定資産の売却による収入	51	469
投資有価証券の取得による支出	17,632	27,306
投資有価証券の売却及び償還による収入	12,857	28,232
出資金の払込による支出	-	724
事業移転による収入	-	2,099
貸付けによる支出	261	62
貸付金の回収による収入	52	347
定期預金の預入による支出	6,411	64,328
定期預金の払戻による収入	5,758	6,533
その他	3,236	4,243
投資活動によるキャッシュ・フロー	33,594	86,485

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の増減額（は減少）	21,439	5,465
長期借入れによる収入	1,247	2,538
長期借入金の返済による支出	21,837	28,879
社債の償還による支出	7,575	-
株式の発行による収入	-	77,489
自己株式の処分による収入	-	85,246
配当金の支払額	5,879	5,957
少数株主への配当金の支払額	639	144
その他	2,416	2,965
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>15,662</b>	<b>121,862</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	739	4,206
<b>現金及び現金同等物の増減額（は減少）</b>	<b>53,811</b>	<b>54,035</b>
現金及び現金同等物の期首残高	230,104	321,306
<b>連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）</b>	<b>3,889</b>	<b>1,538</b>
現金及び現金同等物の四半期末残高	287,803	376,879

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より蘇州大塚製薬有限公司は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>第2四半期連結会計期間より大塚カナダファーマシューティカルInc.を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>当第3四半期連結会計期間より大塚アメリカマニュファクチャリングLLCを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 68社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益及び経常利益は、それぞれ16百万円減少しており、税金等調整前四半期純利益は、443百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は560百万円であります。</p> <p>(2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これによる、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響はありません。</p> <p>(3) 企業結合に関する会計基準等の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

## 【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

## 【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. たな卸資産の評価方法	当四半期連結会計期間末のたな卸資産について、一部実地たな卸を省略し、前連結会計年度末に係る実地たな卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。



## 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、465,022百万円であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、454,385百万円であります。
2 受取手形割引高 249百万円 受取手形裏書譲渡高 105百万円	2 受取手形割引高 482百万円
3 担保資産 担保に供している資産は、企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。なお、担保に供している資産は次のとおりであります。	3 担保資産 担保に供している資産は次のとおりであります。
現金及び預金 552 百万円	現金及び預金 682 百万円
受取手形及び売掛金 1,026	受取手形及び売掛金 7,861
商品及び製品 1,350	有価証券 0
仕掛品 377	商品及び製品 3,360
原材料及び貯蔵品 423	仕掛品 234
建物及び構築物 1,508	原材料及び貯蔵品 1,422
機械装置及び運搬具 1,859	その他(流動資産) 739
工具、器具及び備品 152	建物及び構築物 3,229
土地 91	機械装置及び運搬具 4,639
計 7,341 百万円	工具、器具及び備品 304
	土地 547
	投資有価証券 36
	計 23,059 百万円

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																																																														
<p>4 偶発債務</p> <p>(1) 下記会社の借入金に対して債務保証を行っています。</p> <table border="0"> <tr> <td>重慶化医大塚化学有限公司</td> <td>1,902 百万円</td> </tr> <tr> <td>トロセレンGmbH</td> <td>1,645</td> </tr> <tr> <td>東亜大塚(株)</td> <td>1,360</td> </tr> <tr> <td>大塚家具製造販売(株)</td> <td>1,040</td> </tr> <tr> <td>アメリカン・ペプタイト カンパニー Inc.</td> <td>608</td> </tr> <tr> <td>ILS(株)</td> <td>460</td> </tr> <tr> <td>ネオス(株)</td> <td>390</td> </tr> <tr> <td>大輪総合運輸(株)</td> <td>373</td> </tr> <tr> <td>大塚OPV Co., Ltd.</td> <td>331</td> </tr> <tr> <td>大塚ケミカルブラジル</td> <td>285</td> </tr> <tr> <td>大塚慎昌(広東)飲料有限公司</td> <td>233</td> </tr> <tr> <td>トロセレンRUS Limited Company</td> <td>218</td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>(株)マルキタ家具センター</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>その他3社</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,057百万円</td> </tr> </table>	重慶化医大塚化学有限公司	1,902 百万円	トロセレンGmbH	1,645	東亜大塚(株)	1,360	大塚家具製造販売(株)	1,040	アメリカン・ペプタイト カンパニー Inc.	608	ILS(株)	460	ネオス(株)	390	大輪総合運輸(株)	373	大塚OPV Co., Ltd.	331	大塚ケミカルブラジル	285	大塚慎昌(広東)飲料有限公司	233	トロセレンRUS Limited Company	218	 		(株)マルキタ家具センター	100	その他3社	108	<hr/>		計	9,057百万円	<p>4 偶発債務</p> <p>(1) 下記会社の借入金に対して債務保証を行っています。</p> <table border="0"> <tr> <td>重慶化医大塚化学有限公司</td> <td>2,840百万円</td> </tr> <tr> <td>トロセレンGmbH</td> <td>1,951</td> </tr> <tr> <td>東亜大塚(株)</td> <td>1,646</td> </tr> <tr> <td>大塚家具製造販売(株)</td> <td>1,040</td> </tr> <tr> <td>アメリカン・ペプタイト カンパニー Inc.</td> <td>702</td> </tr> <tr> <td>ネオス(株)</td> <td>663</td> </tr> <tr> <td>ILS(株)</td> <td>560</td> </tr> <tr> <td>大輪総合運輸(株)</td> <td>499</td> </tr> <tr> <td>大塚OPV Co., Ltd.</td> <td>354</td> </tr> <tr> <td>大塚慎昌(広東)飲料有限公司</td> <td>258</td> </tr> <tr> <td>(株)マルキタ家具センター</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>その他5社</td> <td>274</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10,893百万円</td> </tr> </table>	重慶化医大塚化学有限公司	2,840百万円	トロセレンGmbH	1,951	東亜大塚(株)	1,646	大塚家具製造販売(株)	1,040	アメリカン・ペプタイト カンパニー Inc.	702	ネオス(株)	663	ILS(株)	560	大輪総合運輸(株)	499	大塚OPV Co., Ltd.	354	大塚慎昌(広東)飲料有限公司	258	(株)マルキタ家具センター	102	その他5社	274	<hr/>		計	10,893百万円
重慶化医大塚化学有限公司	1,902 百万円																																																														
トロセレンGmbH	1,645																																																														
東亜大塚(株)	1,360																																																														
大塚家具製造販売(株)	1,040																																																														
アメリカン・ペプタイト カンパニー Inc.	608																																																														
ILS(株)	460																																																														
ネオス(株)	390																																																														
大輪総合運輸(株)	373																																																														
大塚OPV Co., Ltd.	331																																																														
大塚ケミカルブラジル	285																																																														
大塚慎昌(広東)飲料有限公司	233																																																														
トロセレンRUS Limited Company	218																																																														
(株)マルキタ家具センター	100																																																														
その他3社	108																																																														
<hr/>																																																															
計	9,057百万円																																																														
重慶化医大塚化学有限公司	2,840百万円																																																														
トロセレンGmbH	1,951																																																														
東亜大塚(株)	1,646																																																														
大塚家具製造販売(株)	1,040																																																														
アメリカン・ペプタイト カンパニー Inc.	702																																																														
ネオス(株)	663																																																														
ILS(株)	560																																																														
大輪総合運輸(株)	499																																																														
大塚OPV Co., Ltd.	354																																																														
大塚慎昌(広東)飲料有限公司	258																																																														
(株)マルキタ家具センター	102																																																														
その他5社	274																																																														
<hr/>																																																															
計	10,893百万円																																																														

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>(2) 当社は「従業員持株会専用信託（以下、「従持信託」といいます）」の借入金1,590百万円に対して債務保証を行っております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社は、当社グループ従業員の福利厚生の増進策として、財産形成の助成と業績向上へのインセンティブを高め、かつ、大塚グループ従業員持株会（以下、「持株会」といいます）による、円滑な当社株式の買付けを可能にするため、受益者適格要件を充足する当社グループ従業員を受益者とした従持信託（他益信託）を設定しております。</p> <p>当社と従持信託との取引関係の概要は、以下のとおりです。</p> <p>従持信託は、平成20年7月に設定後5年間にわたり持株会が取得する規模に見合った当社株式を予め取得するために金融機関から借入（責任財産限定特約付）を行っており、当社株式を第三者割当増資の引受により取得しております。なお、金融機関からの借入に際して、当社が借入の保証を行っており、当社は、その対価として保証料を従持信託から受け入れております。</p> <p>従持信託は信託期間を通じ、当社株式を毎月持株会へ時価で売却し、株式売却代金及び保有する当社株式に係る受取配当金をもって借入金の元利返済に充当します。</p> <p>信託期間を通じ、信託管理人又は受益者代理人が、議決権行使等当社株式に係る株主としての権利の保全及び行使に関する指図を行います。</p> <p>信託終了時において従持信託内に残余財産がある場合には、受益者に対して分配され、従持信託による借入債務の履行が困難となった場合には、保証契約に基づき当社が弁済します。</p> <p>なお、当四半期連結会計期間末において従持信託が保有している当社株式は2,940千株であり、帳簿価額は2,517百万円であります。</p> <p>(3) 当社の連結子会社である大塚食品(株)は、平成21年10月にネオス(株)の株式の一部を(株)伊藤園に979百万円で譲渡しております。譲渡実行日から5年を超えない期間において、ネオス(株)の債務超過が解消されないこと及びその他の理由により、(株)伊藤園が大塚食品(株)に対し、買戻しを請求した場合には、大塚食品(株)はネオス(株)の株式を譲渡価格で買い戻すこととなっております。</p>	<p>(2) 当社は「従業員持株会専用信託（以下、「従持信託」といいます）」の借入金5,961百万円に対して債務保証を行っております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社は、当社グループ従業員の福利厚生の増進策として、財産形成の助成と業績向上へのインセンティブを高め、かつ、大塚グループ従業員持株会（以下、「持株会」といいます）による、円滑な当社株式の買付けを可能にするため、受益者適格要件を充足する当社グループ従業員を受益者とした従持信託（他益信託）を設定しております。</p> <p>当社と従持信託との取引関係の概要は、以下のとおりです。</p> <p>従持信託は、平成20年7月に設定後5年間にわたり持株会が取得する規模に見合った当社株式を予め取得するために金融機関から借入（責任財産限定特約付）を行っており、当社株式を第三者割当増資の引受により取得しております。なお、金融機関からの借入に際して、当社が借入の保証を行っており、当社は、その対価として保証料を従持信託から受け入れております。</p> <p>従持信託は信託期間を通じ、当社株式を毎月持株会へ時価で売却し、株式売却代金及び保有する当社株式に係る受取配当金をもって借入金の元利返済に充当します。</p> <p>信託期間を通じ、信託管理人又は受益者代理人が、議決権行使等当社株式に係る株主としての権利の保全及び行使に関する指図を行います。</p> <p>信託終了時において従持信託内に残余財産がある場合には、受益者に対して分配され、従持信託による借入債務の履行が困難となった場合には、保証契約に基づき当社が弁済します。</p> <p>なお、当連結会計年度末において従持信託が保有している当社株式は8,105千株であり、帳簿価額は6,937百万円であります。</p> <p>(3) 当社の連結子会社である大塚食品(株)は、平成21年10月にネオス(株)の株式の一部を(株)伊藤園に979百万円で譲渡しております。譲渡実行日から5年を超えない期間において、ネオス(株)の債務超過が解消されないこと及びその他の理由により、(株)伊藤園が大塚食品(株)に対し、買戻しを請求した場合には、大塚食品(株)はネオス(株)の株式を譲渡価格で買い戻すこととなっております。</p>

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>(4) 当社の連結子会社である大塚製薬(株)は、平成21年4月4日にプリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社と「エビリファイ」の米国における開発・商業化に関する契約期間を平成24年11月から平成27年4月まで延長する旨及び平成22年1月以降「エビリファイ」の米国での売上に対して大塚製薬(株)が受け取る分配金を平成22年1月から増加させる旨の契約を締結しました。この契約により、大塚製薬(株)は契約一時金として400百万ドルを平成21年4月に受領しております。当該契約一時金は、前受収益及び長期前受収益に計上し、平成22年1月1日より以降契約期間満了日までの期間にわたって収益認識しております。今後、各決算期末においては、契約一時金から収益認識を行った金額を控除した残額が前受収益及び長期前受収益に計上されます。なお、当四半期連結累計期間においては、営業外収益に共同販売権延長収益として5,491百万円計上しております。</p> <p>上記に加えて、大塚製薬(株)とプリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社は、プリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社が開発した抗悪性腫瘍剤「スプリセル」と「イキサベピロン」について以下のとおり契約しており、当該契約に伴う収益が平成22年1月1日より計上されております。</p> <p>イ．大塚製薬(株)は、米国、欧州、日本における一定額の経費を負担し、米国、日本及び欧州の主要な国においてプリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社と「スプリセル」の共同開発・共同販売を行います。</p> <p>ロ．平成22年から平成32年まで、大塚製薬(株)は、「スプリセル」と「イキサベピロン」の売上合計額に応じて分配金を受け取ります。</p> <p>これら契約に関し、契約期間中に「エビリファイ」の後発品（ジェネリック医薬品）が米国で発売され、かつ、プリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社が当該契約の解除を申し入れた場合には、大塚製薬(株)は上記契約一時金を含む契約上合意された補償金を支払う条項が平成22年1月1日より発効しております。今後、各決算期末においては、当該補償金から負債に計上された前受収益及び長期前受収益を控除した金額が偶発債務となります。平成22年12月31日現在、当該偶発債務の金額は15,903百万円になります。また、プリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社は、「エビリファイ」の後発品（ジェネリック医薬品）が平成26年2月22日以前に米国で発売された場合、「スプリセル」と「イキサベピロン」に関する契約を解約する権利を有しております。</p>	<p>(4) 当社の連結子会社である大塚製薬(株)は、平成21年4月4日にプリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社と「エビリファイ」の米国における開発・商業化に関する契約期間を平成24年11月から平成27年4月まで延長する旨及び平成22年1月以降「エビリファイ」の米国での売上に対して大塚製薬(株)が受け取る分配金を平成22年1月から増加させる旨の契約を締結しました。この契約により、大塚製薬(株)は契約一時金として400百万ドルを平成21年4月に受領しております。当該契約一時金は、前受収益及び長期前受収益に計上し、平成22年1月1日より以降契約期間満了日までの期間にわたって収益認識しております。今後、各決算期末においては、契約一時金から収益認識を行った金額を控除した残額が前受収益及び長期前受収益に計上されます。なお、当連結会計年度においては、営業外収益に共同販売権延長収益として1,830百万円計上しております。</p> <p>上記に加えて、大塚製薬(株)とプリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社は、プリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社が開発した抗悪性腫瘍剤「スプリセル」と「イキサベピロン」について以下のとおり契約しており、当該契約に伴う収益が平成22年1月1日より計上されております。</p> <p>イ．大塚製薬(株)は、米国、欧州、日本における一定額の経費を負担し、米国、日本及び欧州の主要な国においてプリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社と「スプリセル」の共同開発・共同販売を行います。</p> <p>ロ．平成22年から平成32年まで、大塚製薬(株)は、「スプリセル」と「イキサベピロン」の売上合計額に応じて分配金を受け取ります。</p> <p>これら契約に関し、契約期間中に「エビリファイ」の後発品（ジェネリック医薬品）が米国で発売され、かつ、プリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社が当該契約の解除を申し入れた場合には、大塚製薬(株)は上記契約一時金を含む契約上合意された補償金を支払う条項が平成22年1月1日より発効しております。今後、各決算期末においては、当該補償金から負債に計上された前受収益及び長期前受収益を控除した金額が偶発債務となります。平成22年3月31日現在、当該偶発債務の金額は4,242百万円になります。また、プリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社は、「エビリファイ」の後発品（ジェネリック医薬品）が平成26年2月22日以前に米国で発売された場合、「スプリセル」と「イキサベピロン」に関する契約を解約する権利を有しております。</p>

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>5 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当第3四半期連結会計期間末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当四半期連結会計期間末残高に含まれております。</p> <p>受取手形 2,694 百万円</p>	

## (四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 282,464	現金及び預金勘定 343,450
預入期間が3か月を超える定期預金 6,660	預入期間が3か月を超える定期預金 62,270
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金 12,000	有価証券勘定に含まれる譲渡性預金等 95,699
現金及び現金同等物 287,803	現金及び現金同等物 376,879

## (株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数  
普通株式 557,835千株
2. 自己株式の種類及び株式数  
普通株式 0千株
3. 新株予約権等に関する事項  
ストック・オプションとしての新株予約権  
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社 297百万円
4. 配当に関する事項  
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	5,972	12.5	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

## 5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成22年12月14日付で、ブックビルディング方式による新株式発行及び自己株式の処分を行いました。また、当社の連結子会社である大鵬薬品工業(株)及び大塚倉庫(株)と持分法適用会社であるアース製薬(株)は、平成22年12月14日付でブックビルディング方式による当社株式の売出を行いました。

これにより、当第3四半期連結会計期間において資本金が38,744百万円、資本剰余金が78,157百万円増加し、自己株式が45,353百万円減少した結果、当第3四半期連結会計期間末において資本金が81,690百万円、資本剰余金が510,639百万円、自己株式が0百万円となっております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	医療関連 事業 (百万円)	ニュートラ シューティカ ルズ関連事業 (百万円)	消費者 関連事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	176,537	56,925	12,423	17,704	263,589	-	263,589
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	1	440	197	8,452	9,092	(9,092)	-
計	176,539	57,365	12,621	26,156	272,682	(9,092)	263,589
営業利益又は 営業損失( )	37,724	879	2,187	386	36,802	(6,190)	30,612

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	医療関連 事業 (百万円)	ニュートラ シューティカ ルズ関連事業 (百万円)	消費者 関連事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	534,087	190,727	41,521	51,125	817,462	-	817,462
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	9	1,386	595	26,878	28,870	(28,870)	-
計	534,097	192,114	42,117	78,003	846,332	(28,870)	817,462
営業利益又は 営業損失( )	114,051	5,289	6,987	2,729	115,082	(24,145)	90,936

(注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主要な製品

- |                        |  |
|------------------------|--|
| (1) 医療関連事業：            | 治療薬及び輸液等                                 |
| (2) ニュートラシューティカルズ関連事業： | 機能性食品、医薬部外品及び栄養補助食品等                     |
| (3) 消費者関連事業：           | ミネラルウォーター、嗜好性飲料及び食品等                     |
| (4) その他の事業：            | 商品の保管、保管場所の提供、化学薬品、農薬、肥料及び液晶評価機器・分光分析機器他 |

3. 事業区分の方法の変更

事業区分の方法については、従来、事業の種類・性質の類似性等の観点に基づき「医療関連事業」、「消費者関連事業」及び「その他の事業」としていましたが、第1四半期連結累計期間より、「医療関連事業」、「ニュートラシューティカルズ関連事業」、「消費者関連事業」及び「その他の事業」に変更しました。

この変更は、平成20年7月より実施した組織再編を契機として事業区分の見直しを行い、科学的根拠をもとに開発された医薬部外品や機能性食品及び栄養補助食品等を「ニュートラシューティカルズ関連事業」として純化させるとともに、独立した損益管理・投資回収管理体制を新たに構築したことによるものであります。当該変更は、当社グループの経営管理の実態を適正に表示するためのものであります。

この結果、従来の方法に比較して当第3四半期連結累計期間の売上高は、「医療関連事業」が14,581百万円（うち外部顧客に対する売上高は14,581百万円）減少し、「ニュートラシューティカルズ関連事業」が192,114百万円（うち外部顧客に対する売上高は190,727百万円）増加し、消費者関連事業が177,532百万円（うち外部顧客に対する売上高は176,145百万円）減少しております。また、営業利益は、「医療関連事業」が11,926百万円増加し、「ニュートラシューティカルズ関連事業」が5,289百万円増加し、「消費者関連事業」が4,038百万円減少し、「消去又は全社」が13,176百万円減少しております。

4. 美術陶板の償却

第1四半期連結会計期間より、有形固定資産のうち美術陶板については、定率法により償却しております。この償却により、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は「消去又は全社」で531百万円減少しております。

5. 当第3四半期連結会計期間における営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、6,602百万円であり、その主なものは本社・研究所等の間接部門に係る費用であります。

また、当第3四半期連結累計期間における営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、24,849百万円であり、その主なものは本社・研究所等の間接部門に係る費用であります。



## 【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	アメリカ (百万円)	その他地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	156,707	78,468	28,413	263,589	-	263,589
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	24,473	10,131	1,237	35,842	(35,842)	-
計	181,181	88,599	29,651	299,432	(35,842)	263,589
営業利益	26,424	3,191	2,802	32,419	(1,806)	30,612

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	アメリカ (百万円)	その他地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	470,675	260,572	86,214	817,462	-	817,462
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	78,753	25,853	3,844	108,451	(108,451)	-
計	549,429	286,425	90,058	925,914	(108,451)	817,462
営業利益	82,270	8,525	6,614	97,409	(6,472)	90,936

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アメリカ.....アメリカ合衆国

(2) その他地域.....アメリカ合衆国を除く地域

3. 美術陶板の償却

第1四半期連結会計期間より、有形固定資産のうち美術陶板については、定率法により償却しております。この償却により、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は「日本」で531百万円減少しております。

## 【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）

	アメリカ	その他地域	計
海外売上高（百万円）	85,076	32,178	117,255
連結売上高（百万円）			263,589
連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	32.2	12.2	44.4

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）

	アメリカ	その他地域	計
海外売上高（百万円）	275,720	100,567	376,287
連結売上高（百万円）			817,462
連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	33.7	12.3	46.0

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) アメリカ.....アメリカ合衆国

(2) その他地域.....アメリカ合衆国を除く地域

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は持株会社として、グループ戦略の立案・決定、グループ経営のモニタリング機能を果たすとともに、グループ会社に対して、各種共通サービスの提供を行っており、事業活動は、当社傘下の子会社及び関連会社が展開しております。

当社グループは、事業の核をヘルスケアに置いて、国内・海外で医療関連、ニュートラシューティカルズ関連、消費者関連及びその他の事業活動を展開しており、「医療関連事業」、「ニュートラシューティカルズ関連事業」、「消費者関連事業」及び「その他の事業」の4つを報告セグメントとしております。

「医療関連事業」は、治療薬及び輸液等を生産及び販売しております。「ニュートラシューティカルズ関連事業」は、機能的食品、医薬部外品及び栄養補助食品等を生産及び販売しております。「消費者関連事業」は、ミネラルウォーター、嗜好性飲料及び食品等を生産及び販売しております。「その他の事業」は、商品の保管、保管場所の提供のサービス提供、及び化学薬品及び液晶評価機器・分光分析機器他を生産及び販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	医療関連 事業	ニュートラ シューティ カルズ関連 事業	消費者 関連事業	その他の 事業	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	545,335	200,349	37,256	55,176	838,117	-	838,117
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	1,647	569	26,793	29,010	29,010	-
計	545,335	201,996	37,826	81,970	867,128	29,010	838,117
セグメント利益 又はセグメント損 失( )	104,151	16,800	1,053	4,421	124,319	27,253	97,066

- (注) 1. セグメント利益又はセグメント損失( )の調整額 27,253百万円には、セグメント間取引消去 1,202百万円、各セグメントに配分していない全社費用 28,455百万円が含まれております。全社費用は、本社・研究所等の間接部門に係る費用であります。
2. セグメント利益又はセグメント損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	医療関連 事業	ニュートラ シューティ カルズ関連 事業	消費者 関連事業	その他の 事業	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	180,253	56,094	10,971	16,803	264,123	-	264,123
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	603	125	7,569	8,298	8,298	-
計	180,253	56,698	11,096	24,372	272,421	8,298	264,123
セグメント利益 又はセグメント損 失( )	35,850	282	902	1,050	35,716	8,520	27,196

(注)1. セグメント利益又はセグメント損失( )の調整額 8,520百万円には、セグメント間取引消去420百万円、各セグメントに配分していない全社費用 8,940百万円が含まれております。全社費用は、本社・研究所等の間接部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

## (金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

有価証券及び投資有価証券のうち非連結子会社及び関連会社株式、その他有価証券並びに長期借入金、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注)2参照)。

科目	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
有価証券及び投資有価証券			
非連結子会社及び関連会社株式	28,620	86,193	57,572
その他有価証券	134,784	134,784	-
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	57,815	57,828	12

## (注)1.金融商品の時価の算定方法

有価証券及び投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。譲渡性預金等については、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられることから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## 2.時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式

非上場株式(投資損失引当金控除後の四半期連結貸借対照表計上額132,180百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「非連結子会社及び関連会社株式」には含めておりません。

## (追加情報)

当社の関連会社であるマイクロポートサイエンティフィックコーポレーションは、平成22年9月24日に香港証券取引所に上場したため、第2四半期連結会計期間末より時価を把握することが極めて困難と認められる非連結子会社及び関連会社株式から、時価のある非連結子会社及び関連会社株式にしております。

## (有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

その他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
(1)株式	37,989	42,952	4,963
(2)その他	91,831	91,831	-
合計	129,821	134,784	4,963

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,052円46銭	1株当たり純資産額	1,964円70銭

## 2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	140円7銭	1株当たり四半期純利益金額	144円4銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	140円2銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	143円91銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	65,504	69,410
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	65,504	69,410
普通株式の期中平均株式数(千株)	467,635	481,867
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	24	9
(うち持分法による投資利益)	(24)	(9)
普通株式増加数(千株)	-	379
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	第2回新株予約権(新株予約権の数32,000個) 第4回新株予約権(新株予約権の数620,000個) 詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	42円30銭	1株当たり四半期純利益金額	32円94銭
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	42円25銭	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	32円88銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	20,214	16,222
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	20,214	16,222
普通株式の期中平均株式数(千株)	477,835	492,451
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	22	6
(うち持分法による投資利益)	(22)	(6)
普通株式増加数(千株)	-	639
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	第2回新株予約権(新株予約権の数32,000個) 第4回新株予約権(新株予約権の数620,000個) 詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり であります。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

## 2【その他】

### 訴訟案件

(1) 米国における一部の医薬品の販売に関し、AWP(Average Wholesale Price: 平均卸売価格)として公表されている価格と実際の販売価格とが乖離していること等により損害を受けたとして、ミシシッピ州政府等から損害賠償を請求する民事訴訟(いわゆる「AWP訴訟」)が、当社の連結子会社である大塚アメリカファーマシューティカルInc.を含む多数の製薬会社に対し提起されており、当社グループでは、「エビリファイ」(「ABILIFY」)等につきAWP訴訟が提起されております。

(2) 当社の連結子会社である大塚製薬㈱は、米国において「エビリファイ」(「ABILIFY」)のジェネリック医薬品の販売承認申請がなされたことを受けて、承認申請をしていた企業を相手方とする特許侵害訴訟を提起しております。

この訴訟について、平成22年11月15日付の第一審判決において、大塚製薬㈱は勝訴しておりますが、この勝訴判決に対して、Teva Pharmaceuticals USA, Inc.他4社から米国連邦巡回控訴裁判所に控訴が提起されており、現在も係属中です。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

大塚ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北地 達明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三澤 幸之助

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 研一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大塚ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大塚ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. セグメント情報の（注）3.に記載されているとおり、会社は事業区分の方法の変更を行っている。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社の連結子会社である大塚製薬㈱がブリストル・マイヤーズスクイブ社と平成21年4月4日に締結した「エビリファイ」の米国における開発・商業化に関する契約の一部条項が、平成22年1月1日より発効している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- （注）1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。



独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月8日

大塚ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北地 達明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 研一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 丸地 肖幸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大塚ホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大塚ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。